

(別紙) 新しい製造所固有記号制度について

平成28年4月1日より、食品表示基準に基づく製造所固有記号制度の運用が開始されます。使用条件、義務表示事項、届出方法等が従来のルールから大きく変更されたので、関係通知等を十分に確認の上、表示の変更を行ってください。

1 製造所固有記号とは

販売の用に供する食品の容器包装への表示事項として、「製造所の所在地及び製造者の名称」を記載する必要があります。この表示事項は、あらかじめ消費者庁長官に届け出た記号をもって代えることができます。この記号を製造所固有記号といいます。

2 従来の製造所固有記号制度からの変更点

食品表示基準に基づく新ルールでは、以下の点について従来のルールと異なります。

- ① 消費者向けに販売される加工食品及び添加物について、原則として「同一製品を2以上の製造所で製造する場合」に、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称に代えることができます。
- ② 旧基準に基づく製造所固有記号との区別のため、新基準に基づく製造所固有記号を使用する場合は、当該記号の前に『+ (プラス)』を付して表示します。
- ③ 製造所固有記号を使用した際は、当該記号が表す製造所及び製造者に関する情報について、応答義務が課されます。
- ④ 製造所固有記号の届出は、オンライン(製造所固有記号制度届出データベース)により行います。当該データベースは、平成28年4月1日より運用が開始されます。
- ⑤ 製造所固有記号の届出については、新規の届出以外に、届出内容の変更、取得した製造所固有記号の廃止、有効期間後の更新も届出を行う必要があります。

※①、③は、業務用食品には適用されない。

3 製造所固有記号を使用できる条件

製造所固有記号は「同一製品を二以上の製造所で製造する場合」に使用できます。

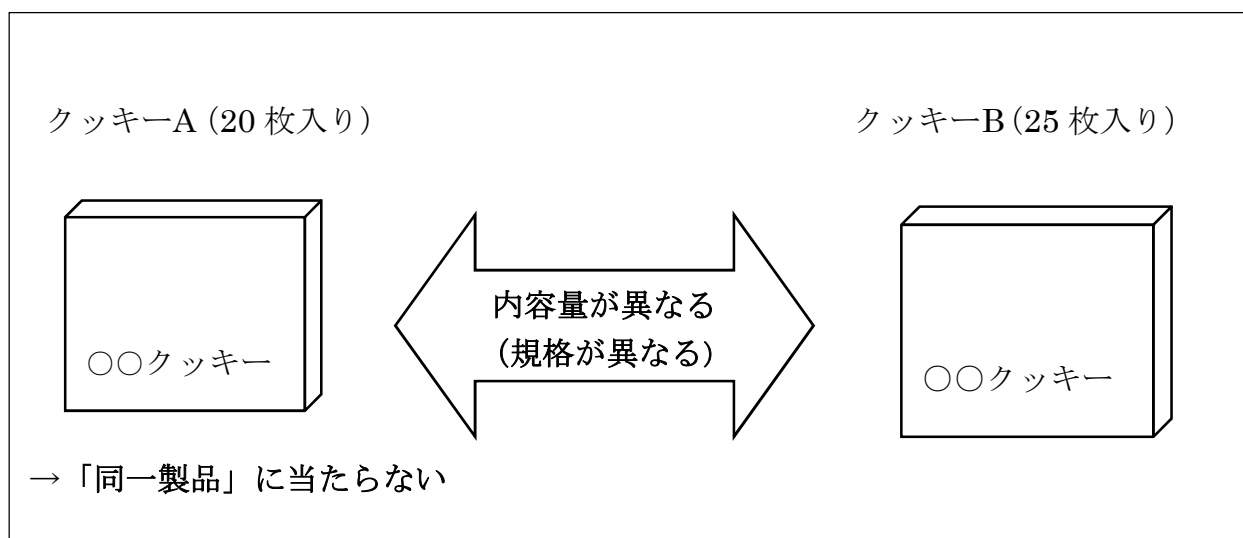
① 「同一製品」の考え方

「同一製品」とは、『同一の規格で、同一の包材を使用した製品』を指します。

- 『同一の規格』とは、その製品の原材料等の配合、内容量等、通常包材に表示される内容が同一であることをいいます。

例えば、通常販売している20枚入りのクッキーAと、原材料等の配合の規格はクッキーAと同一であるが、クッキーAを5枚増量した製品のクッキーBは、内容量が異なるため、「同一製品」には該当しません。

【『同一の規格』に該当しない例】

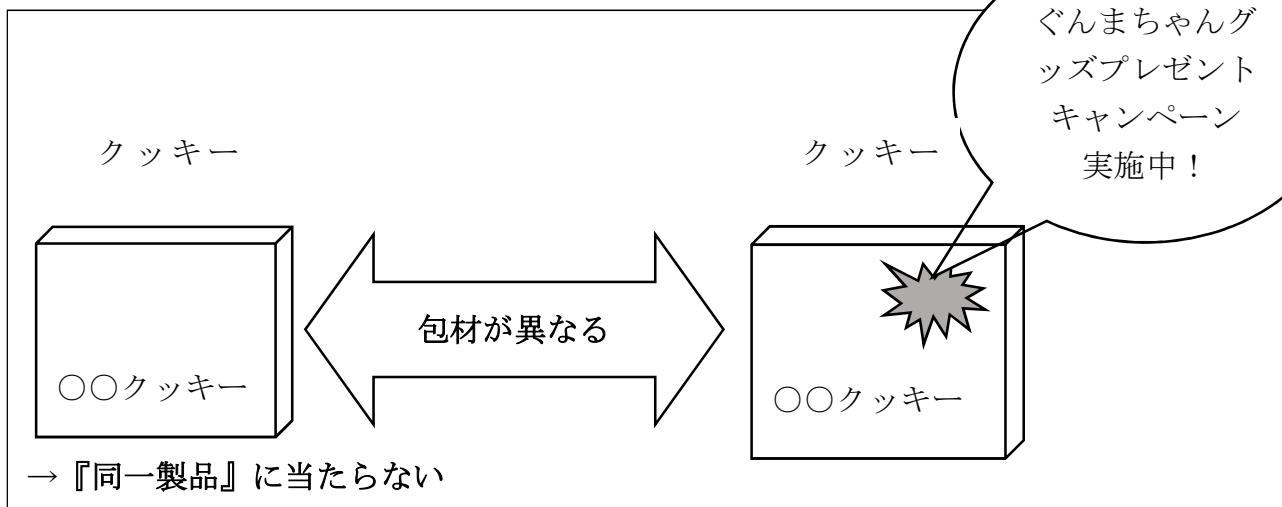


- 同一の包材とは、包材のうち、法定の表示部分のみならず、デザイン部分や法定外の表示部分も同一であることをいいます。

ただし、表示のうち、製造所固有記号、消費期限・賞味期限、製造ロット番号の他、製造所において包材に印字することを前提とする表示部分は、製品の同一性に影響を与えないため、個々の製品についてこれらの表示が異なる場合でも、同一の包材と解されます。

例えば、同一の規格で製造されるが、通常パッケージのクッキーCと、キャンペーン使用のデザインがされたクッキーDは、同一の包材を使用しているとは言えないため、『同一製品』には該当しません。

【『同一の包材』に該当しない例】

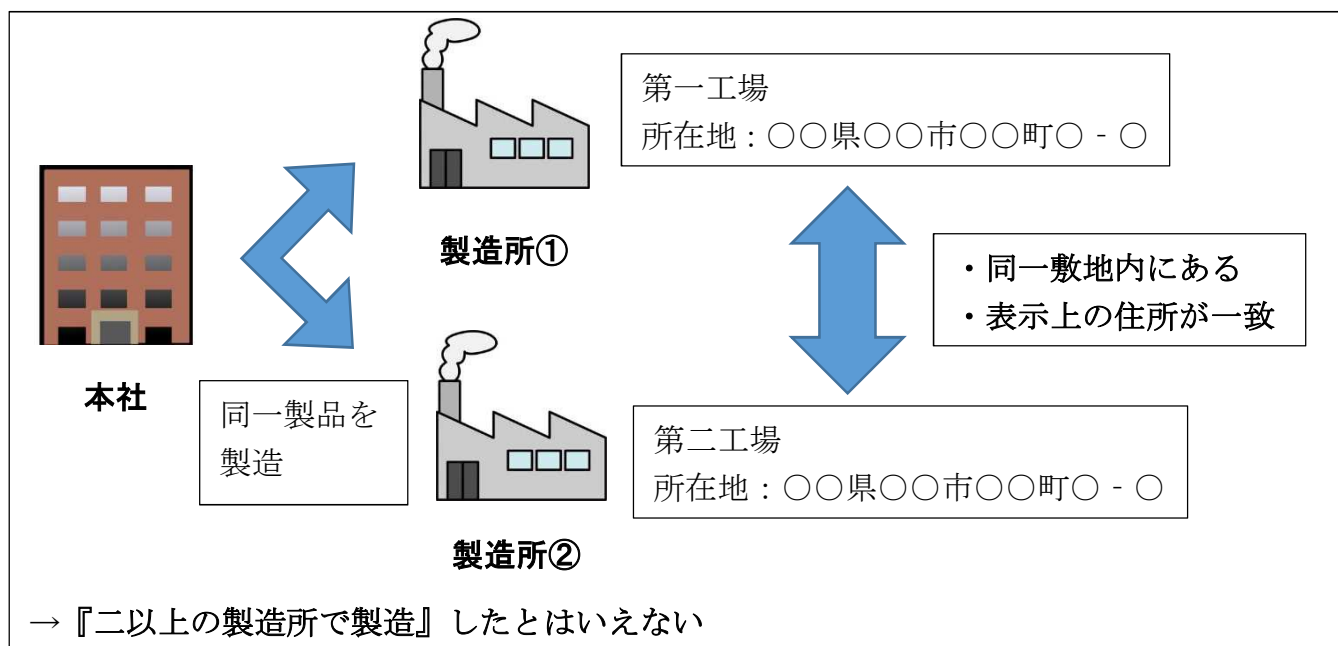


② 「二以上の製造所」の考え方

異なる製造所と見なされるためには、製造する食品に対し最終的に衛生状態を変化させる作業を行う製造所について、それぞれ表示される住所番号まで異なる必要があります。

例えば、同一敷地内にあり、登記上の住所表記も同一である第一工場及び第二工場で製造された食品は、「二以上の製造所で製造された食品」には該当しません。

【『二以上の製造所』に該当しない例】



③「二以上の製造所」の例外

○「加工所」の取扱い

同一製品を二以上の加工所で加工（食品の衛生状態を最終的に変化させるものに限る。）する場合は、製造所固有記号を使用することができます。これは、従来、食品衛生法において製造所固有記号を使用することができた場所のうち、食品表示法において「加工所」と取り扱うこととなった場所について、制度の変更により製造所固有記号が使用できなくなるという不利益が生じることを防ぐためです。

例えば、バルクで仕入れたうなぎ蒲焼の小分け包装等、製造された食品の衛生状態を最終的に変化させるような小分け作業が該当します。

○ 製造計画書を添付して届出を行う場合

届出時に一つの製造所で製造を行っている場合であっても、製造所固有記号の有効期間中（5年）に同一製品を別の製造所で製造することが予定されている場合は、その予定されている製造所に関する製造計画書を添付して届出を行うことで、現に製造を行っている製造所と同様に扱い、製造所固有記号の使用が認められます。

○ 他法令によりトレースの制度が確立されている場合

他法令の規定により、最終的に衛生状態を変化させた場所及び当該行為を行った者に関する情報の厳格な管理が行われているような場合であって、かつ、当該法令その他関係法令に基づく表示から上記の場所及び者を特定できる場合は、製造所固有記号の使用が認められます。

現行の表示制度では、酒税法の規定がこれに該当します。

4 表示の方法について

製造所固有記号は製造者（又は販売者）の住所、氏名又は名称の次に、「+（プラス）」を冠して表示します。「+」を冠するのは、食品表示基準に基づき取得した製造所固有記号であることを明確にし、旧基準に基づく製造所固有記号と区別することが目的です。また、製造所固有記号に関する問い合わせへの応答義務が課されるため、応答者の連絡先等も表示する必要があります。

例：製造者 ○○株式会社 **+AB**
○○県○○市○○町○ー○

※製造所固有記号に関するお問い合わせ先 0120-○○○-○○○

- ① 自社の2以上の工場で製造している場合（自社製造）
 事項名を『製造者』として、表示に責任を有する者（表示責任者）の氏名
 または名称及び所在地に続けて、製造所固有記号を記載します。

例：製造者 ○○株式会社 +AB
 ○○県○○市○○町○－○

※製造所固有記号に関するお問い合わせ先 0120-○○○-○○○

- ② 他社に委託して2以上の工場で製造している場合（他社製造）
 事項名を『販売者』として、表示責任者の氏名または名称及び所在地に続
 けて、製造所固有記号を記載します。

例：販売者 ○○株式会社 +AB
 ○○県○○市○○町○－○

※製造所固有記号に関するお問い合わせ先 0120-○○○-○○○

- ③ 自社工場と他社工場の両方で製造している場合（自社+他社）
 自社で製造していると同時に、他社への委託による製造も行っている場合、
 事項名が自社工場との関係では『製造者』、他社工場との関係では『販売者』
 となり、事項名をあらかじめ統一して印刷することが困難です。従って、③
 の場合にあっては、事項名を省略して、表示責任者の氏名または名称及び所
 在地を記載し、続けて製造所固有記号を記載することができます。

【例】

名称	……
原材料名	……、……
添加物	……、……
内容量	……
賞味期限	……
保存方法	……
	○○株式会社 +AB ○○県○○市○○町○－○

事項名を表示しな
くてもよい

※製造所固有記号に関するお問い合わせ先
 0120-○○○-○○○

5 応答義務について

食品表示基準では、製造所固有記号を表示する事業者は、『①製造所の所在地等の問い合わせがあった際に回答する者の連絡先、②製造所の所在地等の情報が掲載されているウェブサイト等のアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)又は③製造所固有記号が表す製造所の所在地等一覧のいずれか』を当該食品に表示しなければならないこととしています(食品表示基準第3条第1項の表の「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の項の3)。

具体的には、以下の例のように表示されます。

① 製造所の所在地等の問い合わせがあった際に回答する者の連絡先

製造者 ○○株式会社 +AB
○○県○○市○○町○-○

※製造所固有記号に関するお問い合わせ先 0120-○○○-○○○

② 製造所の所在地等の情報が掲載されているウェブサイト等のアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)

製造者 ○○株式会社 +AB
○○県○○市○○町○-○

製造所につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www...>

※ウェブサイトのアドレスの他、二次元コード(QRコード等)も可。

③ 製造所固有記号が表す製造所の所在地等一覧

製造者 ○○株式会社 +AB
○○県○○市○○町○-○

【製造所固有記号】

ア1 : ○○食品(株) ○○県○○市...

イ2 : (株) ×× ○○県××市...

ウ3 : (有) □□物産 ××県××市...

6 届出の方法

- ① 食品表示基準に基づく製造所固有記号の届出は、オンライン（製造所固有記号制度届出データベース）により行います。従来のように、郵送により届出を行うことはできません。当該データベースは、平成28年4月1日より運用が開始されます。
- ② 新基準に基づき取得した製造所固有記号の有効期間は5年間で、5年を超えて使用する場合は更新の届出が必要です。
- ③ 製造所固有記号の届出については、新規の届出以外に、届出内容の変更、取得した製造所固有記号の廃止、有効期間経過後の更新もそれぞれ届出を行う必要があります。
- ④ 届出の詳細については、消費者庁がマニュアルを作成し、消費者庁ホームページにて公開される予定です。製造所固有記号の届出を行う際は、必ず事前に確認してください。

7 経過措置期間における取扱い

経過措置期間（令和2年3月31日まで）における旧基準及び新基準の取扱いは以下のとおりです。

		製造所固有記号以外の表示事項	
		新基準	旧基準
製造所固有記号	新基準	○	×
	旧基準	○※	○

※新基準において製造所固有記号を使用できる事業者については、新基準に基づく製造所固有記号の届出の手続きが完了するまでの間に限る。